

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1828号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
地 域 課	1 航空機の事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員	3	地 域 課	1 航空機の事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員	3
	2 えちごに乗り組む職員			2 えちごに乗り組む職員	
	3 航空整備士	1			
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。